保 護 者 様

練馬白菊幼稚園

お子様が下記の感染症にかかった場合は、余病の併発と他人への感染予防のため、学校保健安全法の規定により「出席停止」となります。※「出席停止」の場合は、欠席にはなりません。なお、医師により登園許可の診断が出された後は、こちらの「登園届」に保護者が記入のうえ、幼稚園に提出してください。

種	学校想	感染症と出席停止の基準				
別	病 名	出席停止の期間				
第一種	鳥インフルエンザ(H5N1)	治癒するまで(病気がなおるまで)				
第二種	インフルエンザ	発症した後5日、かつ、解熱した後3日経過するまで				
	百日咳	有の咳がとれるまで、または、5日間の適正な抗菌性物質 別による治療が終了するまで				
	麻疹(はしか)	熱が下がってから3日経過するまで				
	流行性耳下腺炎(おたふく)	かつ、全身状態が良好になるまで医その他医師が感	ただし、病状により園 医その他医師が感 染の恐れがないと認			
	風疹(三日はしか)	発疹が消えるまで めた時は、この限り	めた時は、この限り			
	水痘(みずぼうそう)		ではない。 (新型コロナウイルス 感染症を除く)			
	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状がなくなったあと2日経過するまで 感染症を除く)				
	新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで (無症状の場合は検体採取日を0日目として5日を経過するまで)				
	結核	病状により園医、専門医により感染の恐れがないと認められ				
	髄膜炎菌性髄膜炎	るまで				
	腸管出血性大腸菌感染症(0-157等)					
	流行性角結膜炎					
	急性出血性結膜炎					
	コレラ ・ 細菌性赤痢					
	溶連菌感染症					
第	ウイルス性肝炎					
第三種	手足口病	病状により園医、専門医により感染の恐れがないと認められるまで。				
· 建	伝染性紅斑(リンゴ病)					
	マイコプラズマ感染症					
	感染性胃腸炎(ノロウイルス、ロタ、アデ ノウイルス)					
	ヘルパンギーナ					
	その他()					

練馬白菊幼稚園 様					
病名			病(医)院名		
上記の疾病について、 たします。	月	日_からの加療の結果、	、医師より登園許可の診断	fが出されたので	 日_から登園い
	-	組	園児氏名		
※ 保護者が記入して、幼	<u>保護者氏名</u>				